

令和7年度 水草等対策技術開発支援事業

琵琶湖に大量繁茂する水草および生育面積を拡大する侵略的外来水生植物の対策、ヨシ群落の保全を推進するため、企業等による技術開発等を支援します。

支援する技術開発等

1. 沈水植物等の水草（侵略的外来水生植物を除く）

- ◇繁茂抑制や、除去、有効利用に関する新たな技術開発（デジタル技術開発、製品試作・改良など）
- ◇有効利用の推進に関する新たな仕組みづくり（販路開拓、マーケティング調査など）

2. 侵略的外来水生植物

- ◇繁茂抑制や、除去、処分等に関する新たな技術開発（デジタル技術開発、駆除困難地での防除法開発など）

3. ヨシ群落（ヨシ等の抽水植物とヤナギ等が一体となっている植物群落）

- ◇ヤナギ類の繁茂抑制や除去、ヨシの有効利用に関する新たな技術開発（デジタル技術開発、製品試作・改良など）
- ◇有効利用の推進に関する新たな仕組みづくり（販路開拓、マーケティング調査など）

事業対象者（実施主体）

企業、大学、NPO団体等の法人格を有する団体

補助率

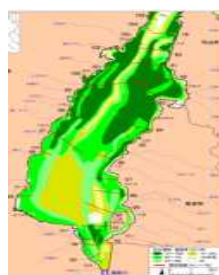
補助対象経費の1/2以内（上限500万円 下限50万円）

応募期間

令和7年4月25日(金)から6月9日(月)まで

その他

- ・事業採択は、審査会で決定します。
- ・事業期間は、令和7年7月下旬～令和8年2月13日までです。



南湖での水草繁茂状況



オオハナミズキンバイの繁茂状況

事業イメージ

水草



大量繁茂



刈取り、除去



運搬



有効利用(たい肥化)



たい肥の無料配布

侵略的外来水生植物



生育面積拡大



除去

新たな処分技術

運搬、処分

新たな有効利用技術

新たな有効利用の仕組み

繁茂抑制

新たな除去技術



問い合わせ先

滋賀県 琵琶湖環境部 琵琶湖保全再生課 水質・生態系係

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1

TEL: 077-528-3463 / FAX: 077-528-4847

/ E-mail: dk00@pref.shiga.lg.jp

※詳しくは、滋賀県 ホームページをご覧ください。



令和7年度 水草等対策技術開発支援事業 募集要領抜粋

※応募の際は、必ず募集要領本編をお読みください。

1. 事業の目的

この事業は、琵琶湖に大量繁茂する水草および生育面積を拡大する侵略的外来水生植物の対策、ヨシ群落の保全を推進するため、広く企業等から水草等の除去や繁茂抑制方法などについての新たな技術を募集し、審査会により採択したものについて、補助金を交付することで新技術等の開発支援を行うことを目的としています。

2. 補助対象者

補助金の交付の対象となる者は、企業、大学、NPO団体等の法人格を有する団体とします。なお、滋賀県内での事業所の有無については問いません。

3. 事業実施期間

補助金交付決定日から、令和8年2月13日までとします。

4. 補助対象経費（抜粋）

補助対象経費は、補助事業実施に直接必要な以下の①～⑧のとおりとし、交付決定日以降に発注、納入等が行われ、補助事業期間内に支払が完了する経費を対象とします。なお、補助対象経費にかかる消費税および地方消費税は、補助対象外とします。

①賃金および謝金 ②旅費 ③印刷費 ④使用料および賃借料 ⑤通信運搬費および役務費
⑥委託費 ⑦資機材費 ⑧消耗品費

5. 補助率および補助額

補助率は、補助対象経費の2分の1以内とし、1事業主体あたりの補助額は、50万円以上500万円以内とします。

6. その他留意事項

（1）水草等の取扱いについて

①沈水植物等の水草（侵略的外来水生植物を除く）

技術開発の試料として用いる沈水植物等の水草については、県ホームページ記載の「試験・研究用の提供に関する取扱要領」に基づき、滋賀県琵琶湖保全再生課が提供します。

②侵略的外来水生植物

侵略的外来水生植物のうち、特定外来生物による生態系等に係る被害防止に関する法律（平成16年法律第78号）により特定外来生物に指定されている種（オオバナミズキンバイ、ナガエツルノゲイトウ等）は、駆除・回収現場から処理を行う場所まで運搬するにあたり、環境省から許可を得る必要があります。

問合せ先：滋賀県 琵琶湖環境部 自然環境保全課 生物多様性戦略推進室

TEL：077-528-3483 FAX：077-528-4846 E-mail：dq00@pref.shiga.lg.jp

③ヨシ（ヨシ群落を構成する植物群）

技術開発の試料として用いるヨシについては、滋賀県琵琶湖保全再生課が提供することとします。なお、自力で調達する際には、関係各法令を遵守してください。

